

耐震補強工事等補助金（除却） 必要書類（工事後）

※記名の際は、押印が必要な場合があります。

提出書類

- 実績報告書（木造住宅耐震補強工事等完了実績報告書「第5号様式」）
 - ・ 交付決定通知書を参照の上、記入してください。
※工事監理者の記名、押印は不要です。
- 支払請求書（木造住宅耐震補強工事等補助金支払請求書「第7号様式」）
 - ・ 記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ・ **日付は未記入のまま**提出してください。
- 工事請負契約書の写し
 - ・ 申請時の見積書の内容に基づく契約書であるか確認してください。
（同時に他の工事を行う場合、必ず分けて作成してください。）
 - ・ **契約日が補助金交付決定（変更承認）通知日以降**であることを確認してください。
- 領収書の写し
 - ・ 上記契約書に基づく領収書であるか確認してください。
（同時に他の工事を行う場合、必ず分けて作成してください。）
- 写真（工事の内容が分かるもの）
 - ・ **解体前、解体中、解体後の写真**（各1枚以上カラー）を添付してください。
 - ・ なるべく同じ場所から全体を撮影してください。

注意事項 ※重要

- 工事金額や工事業者が変更となる場合、必ず事前にご連絡下さい。
 - ・ 工事を行う前に**変更の手続き**が必要な場合があります。
 - ・ 手続を行わない場合、**補助対象外**となることがありますのでご注意ください。
 - ・ 振込手数料を工事業者が負担する場合、申請時の工事金額より補助対象外である振込手数料分が除かれるため、工事金額の変更となり別途明細書等が必要となります。
- 工事完了日から1か月以内（かつ当該年度の3月20日まで）に報告が必要です。
 - ・ 工事完了日＝領収書の日付となります。
 - ・ 報告期限が土日祝日の場合、その前日までに報告が必要です。
 - ・ **報告期限を過ぎた場合、補助対象外**となりますのでご注意ください。
- 延べ面積が80㎡を超える場合は、建設リサイクル法の届出・通知が必要です。
 - ・ 工事に着手する7日前には届出が必要です。
（工事業者等に確認下さい。）
 - ・ 届出・通知がされていないと**除却工事費の補助を取り消す**場合があります。

■その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

建築指導課（建築安全係）（直通）059-354-8207
（FAX）059-354-8404